

議案第46号

沼田市税条例の一部を改正する条例について

沼田市税条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年6月6日提出

沼田市長 星 野 稔

沼田市税条例の一部を改正する条例

沼田市税条例（昭和29年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第10条の2に次の1項を加える。

18 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第32条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の沼田市税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。ただし、第82条第1号エの改正規定は、同年7月1日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第2条 新条例第82条第1号エの規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。